

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 25 年 4 月 26 日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件 名

第 3 6 回せたがやふるさと区民まつり参加団体等用弁当の購入（概算契約）

(2) 業務内容

平成 2 5 年 8 月 3 日（土）、4 日（日）に J R A 馬事公苑（世田谷区上用賀二丁目 1 番 1 号）で開催される「せたがやふるさと区民まつり」に参加する団体等に提供する弁当を製造し、納入する。この業務の実施にあたっては、出演団体に 1 日あたり、異なる業者による 2 種類の弁当の提供を予定しているため、下記のとおり納品日時によって 2 ブロックに分け、ブロックごとに契約する。（複数ブロックへの参加表明も可）なお、納品数は 6 月下旬に概算で決まるため、決定後別途通知する。

- ・ブロック A 土曜(昼食) 約 2, 0 0 0 食、日曜(夕食) 約 1, 5 0 0 食
- ・ブロック B 土曜(夕食) 約 1, 5 0 0 食、日曜(昼食) 約 2, 0 0 0 食

(3) 納品日

- ・ブロック A 平成 2 5 年 8 月 3 日(土)昼、及び 4 日(日)夕
- ・ブロック B 平成 2 5 年 8 月 3 日(土)夕、及び 4 日(日)昼

2 参加資格

提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項（同令第 1 6 7 条の 1 第 1 項において準用する場合も含む。）の決定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止、入札禁止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和 2 2 年法律第 1 7 2 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 5 5 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 最近 1 年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書の特定にあたっては、以下の基準を総合して判断する。

- (1) 様々なニーズに対応できる組織体制と業務実績及び会社概要
組織体制、業務実績、会社概要(区内業者か)
- (2) 内容・味
食中毒等に配慮した衛生面、食べやすさ、使用食材(産地、無添加、無農薬等)、味
- (3) 価格
弁当一つあたり単価いくらで提供できるか。(使用済み容器の回収も含む)
なお、実際の契約金額は、提案書に提示した金額で契約するものとする。

5 手続き等

- (1) 担当部課
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区生活文化部区民健康村・ふるさと交流課
電話 03-5432-2249 FAX 03-5432-3013
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ア 期間 平成25年4月26日(金)から平成25年5月15日(水)までの午前8時30分から午後5時まで
※ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く
 - イ 場所 (1)に同じ
 - ウ 方法 希望者に無償で配付
- (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
 - ア 期限 平成25年5月15日(水) 午後5時まで
 - イ 場所 (1)に同じ
 - ウ 方法 持参又はFAXで送信
- (4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
 - ア 期限 平成25年5月31日(金) 午後5時まで
 - イ 場所 (1)に同じ
 - ウ 方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ
- (6) 2の資格要件に該当しない者も5(3)により参加表明書を提出することができるが、提案書を提出するためには、その提出の時に、当該資格を有していなければならない。
- (7) 提案書の提出後に2の参加資格に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (8) 詳細は説明書による。